

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（対政府質疑）

○轟木利治君 民主党・新緑風会・国民新・日本の轟木でございます。今回の質問をスタートさせていただきます。

私の質問の内容も、今回の改正法案に対しての質問と、それからやはりこれからの温暖化に対する課題等について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の改正案につきまして御質問をさせていただきたいと思っております。

地球温暖化対策推進法の改正、今回で四回目ということでございます。私も、やれることは確実にやっていくと、このことが大事だろうとは思っております。そしてまた、今年の二月に合同審議会の最終報告でも、京都議定書にあります六％、これは全力でやれば達成し得るということが言われております。

そこで、この改正に当たって、本当にその六％が大丈夫かどうか、大臣の決意も込めて、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（鴨下一郎君） 我が国が世界の先例となるいわゆる低炭素社会、こういうようなことに転換を進めると、こういうようなことでは国際社会に対して言わば先導的に、まずは自らが率先して京都議定書に掲げる六％削減目標、これを実現するというのは、もう必ずやらなければいけないというふうに私どもは思っております。

このため、あらゆる分野において対策を強化すべく、三月に今先生御指摘ありました京都議定書の目標達成計画改定したわけでありましたが、改定した内容においては、自主行動計画、これは産業界の自主行動計画の強化、さらには業務用エアコンあるいは電球型蛍光灯のトップランナー基準の強化、自動車の燃費の更なる改善、さらには一人一日一キログラムのCO₂削減のチャレンジ宣言、それからCO₂排出量の見える化、こういうような国民運動も含めた強化策が新たに盛り込まれたところでございます。

加えまして、この地球温暖化対策法の改正案においては排出抑制等の指針、こういうのを策定、あるいは地方公共団体実行計画の拡充などの措置も盛り込まれているところでございます。

ただ、先生が御懸念のように、例えば経済活動が活発化した、あるいは様々なほかの要因もありまして結果的に困難になるということも全くないというわけじゃございません。したがって、我々としては適宜適切に計画の進捗状況を厳格に管理すると、こういうようなことを考えておりました、もし、例えば半年、一年の速報値等でなかなかそういうようなことに、六％削減がままならないと、こういうようなことになれば必要な対策を追加、強化、こういうようなことをしていくと、こういうようなことで、様々な政策を更に加え

でも必ず実現すると、こういうようなことが私たちの考えでございます。

○**轟木利治君** ありがとうございます。大臣の大変強い決意を伺わさせていただきました。

私もやはり国際的に約束したことはきちっと守り通すということが大事ですし、いろんな施策が決まったことは必ず実行していくということだろうと思ってございます。日本人というのは、いろいろこの京都議定書でも議論ありますけれども、決まった以上はやり通すんだというところはやっぱり日本人の優れたところだと思いますし、それがやはり世界に対する模範であろうと思ってございます。

これから幾つかの点についてその確認もさせていただきたいと思いますが、まずその前に、現状の状況を少し確認をしたいと思っております。

二〇〇六年度の排出実績について少し確認をしたいと思いますが、全体では基準年度より増えてしまったというのが結論になりますが、個々の部門で見えていきますと、産業部門で非エネルギーなどの起源の工業プロセスも含めると約三千トンぐらいマイナスをできておるといこと、そのうちの製造業は多分二千万トンぐらいではないかと思いますが、その他の部門はすべて増加してしまっていると。運輸部門で三千七百万トン、業務部門で六千五百万トン、家庭部門で三千九百万トン、エネルギー転換部門で九百万トン増加してしまっているという状況でございます。

こういったことを見ますと、産業部門においていろいろと言われますけれども、産業部門においては真剣に取り組み、またその実績を出しているんだということだと思います。先ほど大臣もおっしゃいましたように、経済活動を考えますと、基準年でございます九〇年から考えますと、大変経済活動は活発化しておる中で実績は確実にしているんだらうということで評価できるかと思えます。

今回、特に法案で改正された部分はこの業務部門、家庭部門、特に排出が増えた部分、ここについて改正がなされてきたと、対策が打たれていくということだろうと思えます。その中で幾つか御質問させていただきますが、改正案の企業単位、フランチャイズ単位の排出の算定と報告の導入でございますが、今回の改正で業務部門における対象捕捉率が現行の一三%から五〇%程度へ向上が期待されるところでございますけれども、五〇%の目標で本当に十分なのかということと、それから、残る五〇%というのはどういった業種があるのかをお聞かせ願いたいと思えます。

○**政府参考人(南川秀樹君)** 御指摘のとおり、今回の大きな改正のねらいが業務部門などの対策の充実でございます。その一環としまして、従来捕捉率が非常に低かった業務部門に対する算定、公表制度につきまして五割程度までカバーできるようにしようということで、企業、フランチャイズ単位の届出を、算定、公表を義務付けたものでございます。

五割が十分かという議論、実はいろいろ御議論が当然残ると思えます。ただ、私ども、残る部門を見ますと、いわゆるチェーン店ではない小売のお店とか、あるいはレストランもそうですし、床屋さんとか含めて個人商店などが非常に多いということがございます。したがって、何といたっても、ある程度報告いただくには事業者の負担もございませぬ

で、その負担との見合いということも含めて考えまして、現状では一三%を五〇%にできればそれでよしというふうに考えて対応したいと思っておるところでございます。

○**轟木利治君** 残りの五〇%が個人事業者であるということが、中心だということでございますけれども、今回指定されたところだけやればいいんじゃないかと、やはり国民全体、国全体が取り組むんだという姿勢をまた御指導いただければと思っております。

それから、次でございますけれども、これちょっと実績の確認になりますが、京都メカニズムクレジットの関係でございますけれども、現在、国内でも自主参加型の排出量取引制度がございます。実績を見ますと、二〇〇六年度で三十一社参加し、その削減率が三十八万トン、取引ができたのが約八万トン、平均価格が大体千二百円程度と聞いております。この実績をどう評価されておられるのかということと、今後の課題と特に中小企業に対する対策をどう考えられているかをお聞かせ願いたいと思います。

○**政府参考人(南川秀樹君)** 委員御指摘のとおり、最初の、初年度の自主参加型の取引制度におきましては非常によく機能しているというふうに考えております。

御指摘のとおり、私ども当初のもくろみを十萬トン程度上回る削減もできたということでございます。

それによりまして、一つには、その排出枠の取引に関連した実務の知見が集積をされました。それから二つ目には、その排出量取引自体が目標達成のための柔軟的な措置、機能的な措置であることも確認されたというふうに考えているところでございます。ただ、今後の課題でございます。幾つかございます。公平性を高めるためのベンチマーク方式の導入ということがやはり必要だということもございまして、今後できるだけその参加者数を拡大して、より実践的な知見を高めていきたい。また、三つ目には、会計処理あるいは税務処理に関する取扱いの明確化と、そういった取引の円滑化のためのルールということもきちんと作る必要があるという課題が明らかになったわけでございます。

ただ、全体を通しまして、中小規模の事業所において非常に高い削減ポテンシャルがあるということもそこから私ども経験として得られたわけでございます。こういったその中小企業の方々に対する削減を努力いただくようなスキーム、支援スキームを含めて、是非これから考えていきたいと思っております。

○**轟木利治君** 評価されているということでございますけれども、この制度に参加するというのは、やっぱり今の制度でその設備の補助金が出るということが企業にとっては一つの大きなポテンシャルになっているんじゃないかと思っております。

今後、今、後でもちょっと議論をさせていただきますが、排出量取引、こういった制度の議論がされておりませんので、この補助金制度そのものが今あるがゆえに集まっているけれども、なくなった場合にどうするかというのがまた大きな課題ではないかと思っております。是非、中小企業に対しても対策をしっかりとっていただきたいと思っております。

そして、それに関連いたしまして、京都議定書の六%削減で国が想定しておりますCDMによる購入、約一・六%分でございますが、実績を見させていただきますと、二〇〇六

年、二〇〇七年、この二年間で約二千三百万トンの予約ができたということを聞いております。これが実際、細かい、個々のケースはいろんな商談の問題がありますのでお話しできないかと思えますけれども、トータルとしてどれぐらいの予約額になったのかということと、そして最終的にこの一・六%分、一億トンと言われておりますけれども、予算としてどれぐらいを想定されているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○**政府参考人(南川秀樹君)** 全体としまして約二千三百万トン余を購入の契約をしたところでございます。十八年、十九年、二年間の予算につきましては、契約限度額といひましようか国庫債務負担行為限度額といひましようか、これが合計で五百二十九億円でございます。

あと、今後五年間で約一億トンのCO₂の排出分をかうとしますと幾らになるか、なかなか実はこれは計算が難しゅうございます。例えば、よく言われているような、トン当たり二千円で掛ければ約二千億円になりますし、その辺りはっきりしたことは分からないということでございます。

ただ、私も、このCDMだけでなくほかに、いわゆる京都議定書の締約国の中でその排出枠が余ったところから買ってくるシステムとか幾つかございますので、是非お金の掛からないものを購入するということも含めて努力をして、できるだけ予算を少なく済ませたいと思っております。

○**木利治君** 一億トン、値段が定まらないんで確実なことは言えないということだと思いますが、二千円で二千億円ですか、それから三千円でいけば三千億ということになっちゃいますし、これは元をたどればやっぱり国民の税金から出てくるということになります。そういったことを考えると、それを買って、じゃ何かに使えるかといっても、そこで消えちゃうお金なわけですから、可能な限り少なく済むことが一番ベストでしょうし、そのためにやっぱり国民にはっきり、国民の税金を使うということであれば、きちっとした情報も、結果としての情報になるかも分かりませんが、提示していただいて、それがまた自分たちに跳ね返ってくるという点で国民に対する意識付けも強くしていただきたいなと思っております。

それから、改正法案の二十条の三の関係で、地方公共団体の実行計画の充実の関係でございますが、まず実績の方でちょっと確認させていただきますと、現行法で地方公共団体実行計画という計画を作って実施するようになってございます。その報告によれば、全国に約千八百地方団体があるわけでございますけれども、その実行計画を策定しているのは七百件強にすぎないと聞いております。そうしますと、全体の四割しか実際に計画を策定していないことになっておりますが、なぜこのレベルなのかということと、今後この件についてどう策定していこうと考えられているのか、御質問させていただきます。

○**政府参考人(南川秀樹君)** 御指摘のように、残念ながら、現在、二十条の三におきまして、すべての都道府県、市町村に策定をするものとするということの義務付けをしておるわけでございますが、なかなか市町村の場合進んでおりません。御指摘のとおり約四割と

いう策定状況でございます。

これは、中身を見ますと、やはり規模の小さな自治体が少ないということで、都道府県と指定市、中核市、特例市についてはすべて一〇〇%の策定率でございますけれども、それ未満の、人口でいうと二十万未満の市町村については策定率が三四%と極端に悪くなっております。やはり調べてみますと、ほとんど人がいないとか、市町村によっては環境担当といってもごみ処理の人が数人いるだけというところもございまして、手が回らないというふうによく言われます。

ただ、私も、是非やはり自らの事業に伴う排出量の把握、計画を作って下げるのは大事でございます。やはり役所がやらないでだれがやるのかというふうに思いますので、これにつきましては、従来は全体として進んでいないことは発表しておりましたけれども、今後はやっていないところにはできるだけ易しいマニュアルを示して、なおかつ個別に文書を送って指導すると、そういったきめ細かな対応で、余り負担を掛けずに努力していただけるような環境づくりをしていきたいと思っております。

○木利治君 同じくその関連でお聞きしますが、その七百の市町村では計画をされておるわけですが、その計画された実績の、定量的実績というのはどうなっておりますか。

○政府参考人(南川秀樹君) 全体を申しますと、基準年度を設定して現状までやっております。これは何年間やっておるかは様々でございますけれども、全体で申しますと、元の基準年から決めて、最近のデータで五%以上CO₂などの削減が行っておる市町村、自治体が全体の二・四%でございます。それから、ゼロ%から五%まで削減をしておるといふ役所が五六・一%でございます。そして、残りの三・五%については基準年より増加しておるといふのが現状の数字でございます。

○木利治君 では、計画を作るだけでなく、きちっと結果の定量的把握はされていると、そういう理解でよろしいわけですね。

そうしますと、先ほどもちょっとお話いただきましたけれども、これから家庭も、要は国民一人一人がその意識を持ってこの環境問題に取り組んでいくといったときに、やはりその窓口になるのは各市町村であろうし、そのことがしっかりそういった模範を示して、また啓蒙活動も含めてやっていかなきゃならないという窓口だと思います。そのところが当初の現行法の規定ですら四割しか策定されていないということは非常に問題だと思いますし、多分、計画はされていなくても、その省エネという観点では日ごろされていると思うんですね。そういったところも含めて、しっかりとしたりやっぱり指導なり模範を示すような形で取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

そして、今回、新たに中核都市まで、人口二十万人以上のところを具体的な項目も含めて規定されているわけですが、法律でいけば、この実行計画、現行の実行計画でも事務及び事業に関する項目が載っておるわけですし、それに包含して全体で取り組めないのかというのが、先ほどの人数の問題も含めてスタッフの問題もあろうかと思っておりますけれども、片やそこまでやって片やそうじゃないという、やらなくていいよということが本当に

効果が十分発揮できるのかどうか、少し疑問を感じますので、その点について御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 今回の改正におきまして二十条の三の第三項以下を加えまして、人口二十万以上の市町村、それから、県はもちろんでございますけれども、それににつきましてはその地域全体の温室効果ガスの削減対策を立てていただくことにしたいと思っております。

太陽光などの自然エネルギーの問題、それから事業者、住民全体の排出抑制、公共交通機関の活用とか、緑地整備とか廃棄物処理とか、すべて含めた上で都市計画などの見直しも含めてやっていただくということをお願いしたいと思っておりますけれども、これにつきましては、現状を見ましても、二十万以上の都市じゃないとなかなか自らの事業についての計画もできていないという状況でございます。そういった状況にかんがみて、そういった二十万以上の都市について義務的にその策定をお願いしたいというところでございます。

全体見ますと、やはり経済活動の規模とか権限とかあるいは事務処理能力、そういったことがございますし、また実際に都道府県の様々な環境法規についても事務の移譲がございまして、政令市、中核市、特例市はかなり能力も上がってきております。そういうところには幅広い計画作りをお願いしたいと思っております。

それ以外のところにつきましては、まず当面は従来の自らの実行計画を作っていたことがございますし、あとはやはり都道府県が計画を作る中でそういった小都市との連携ということも図っていただきたいと思っております。

○轟木利治君 是非よろしくお願いいいたします。

次に、国民生活にかかわる点についてお聞きしたいと思います。

今回の改正法の二十条の六で日常生活における排出抑制への寄与ということで提示されておりますが、特に消費者に対して、商品を買うときにこの商品がどれぐらいのCO2を排出しているものなのかとか、製造工程の中において、そういったことも一つの重要なインセンティブを与える、またそういった意識を与えることだと思えますし、それと、今回、衆議院で若干修正もされましたけれども、国民生活の様式というのもこれから真剣に考えていかなきゃいけないんじゃないかと思えます。

そういった意味でも、特に今国民生活の中で言えば、ライフスタイルを考えますと、従来よりもサービスにおいて二十四時間営業が増えたり、それから自動販売機等も多くなってきているような気がします。特にコンビニなんか二十四時間になっていますけれども、コンビニのスタートはたしか朝の七時から十一時まで、これがスタートだったと思うんですけれども、サービスが過剰になり過ぎているのではないかという気もしておりますし、疑問に感じますのは、二十四時間のコンビニがあつてなおかつ自動販売機があると。

この矛盾も感じますし、特にイルミネーションなんか、クリスマスのときには大変いいと思うんですけれども、正月過ぎてもやっているような状態がありますし、まあ夜間

電力というのが昼間の三分の一ぐらいしかコストは掛かりませんので安く済むんだといえ
ばそれで終わっちゃいますけど、ただ、意識付けとしてはある程度のこういったことも指
導を含めて考えていかなきゃいけないんじゃないかと思えますし、以前たしか、私の記憶
が確かであれば、オイルショックの電力が不足してきたときだと思えますけれども、ネオ
ンについては夜の十二時以降は駄目だということも一つの運動としてあったと思えますけ
ど、まあそこまですぐにというわけにはいかないでしょうけれども、そういった指導性を、
これからの方向性を考えられているのかどうか、少しお聞きしたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) まず、商品のCO₂の見える化でございますが、私ども、今
回の改正で日常生活用品等の利用に伴うガスの排出についての情報提供を行うようにしな
ければならないと思えます。

ただ、まずは、利用に際してどれだけガスが出るかということが最初かと思っております。
この製品を一時間使えばどれだけ出るとか、あるいは使い方によってどれだけ変わるとか、
そういったことをはっきり分かるようにするところから入っていきたいと思っております。

その上で、次のステップになりますけれども、製造、輸送などの様々な段階におけるガ
スの量についても情報提供が行われるようにしていきたいと考えておまして、いきなり
すべては難しいんですけれども、ステップ・バイ・ステップで情報提供に努めていきたく
と思っております。

それから、生活様式の問題、私ども、是非対応しなきゃいけないと思っておりますし、
衆議院での修正ございました。法案が通りますれば、私どもとしましても、当然ながらそ
の生活様式の問題を更に突っ込んで議論しなければいけないと思っております。審議会で
は、いろんな御議論ございましてまとまりませんでした。まとまりませんでしたけれども、
問題意識は非常に皆、いずれの立場にしようとも大変強いものがございました。やはりい
かに多くの方にそういう問題意識をしっかりと持ってもらうかだと思えます。

したがって、すぐに具体的なアクションなかなか難しいんですけれども、私ども今、
例えば大臣の主導の下、ライトダウンを更に広げるとかということもやろうと思ってお
りますし、できるだけ多くの方に御理解をいただいて、この問題の深刻さ、大事さを御理
解いただいて、それが進むような素地をまずつくっていきたくと、その上でライフスタイル
の見直しをできるだけ速やかに行いたいと考えております。

○轟木利治君 是非よろしくお願ひしたいと思います。特に見える化については、民主党と
しても具体的な法案を修正の中に入れ込ませさせていただきますので、実現できるようによ
ろしくお願ひしたいと思います。また、これはやっぱり国全体、国民全体でやっていくと
いうことですので、そういう点、意識向上、啓蒙活動も含めて御指導願ひしたいと思います。

改正法案については以上でございます。今度、地球温暖化の全般について少しお聞き
したいと思います。

まず、地球温暖化に向けて二〇五〇年までに半減すると、これは根拠として排出量を自

自然界の年間吸収と同レベルにするのがその目標だということでございますけれども、具体的なこの目標の中に、気温上昇が何度まで抑えるだとか、CO₂の濃度等が目標があるのかということと、いろいろ見ていきますと、二〇五〇年という年数ははっきりしているんですが、基準年がどこにあるのかというのがいま一つはっきりしていないような気がします。この点について鴨下大臣から答弁をお願いいたします。

○国務大臣（鴨下一郎君） 今先生から、排出量を自然界の年間吸収量と同じレベルにする、というようなことがおっしゃられましたけれども、そのとおりでありまして、二〇五〇年に半減をするというのは、二〇五〇年までに吸収量と排出量のバランスを取ると、このようなことがそもそものスタートラインでありまして、これは我が国も、昨年五月のクールアース50及び本年一月のクールアース推進構想においても、世界全体の排出量を半減させると、これを二〇五〇年までに実現させる。そして、それに伴って、多分気温上昇幅やそれから温室効果ガスの濃度に関するこういうようなことというのは、少しタイムラグがあって最終的に落ち着くところに落ち着いていくんだらうと思います。

ですから、この気温上昇幅あるいは濃度というようなことはなかなか、例えば二〇五〇年にとっても、排出量は人為的でありますけれども、そのほかの要素についてはこれは極めて様々な自然的な要因も絡みますんで、具体的な我々が行動としてしていく上ではやはり二〇五〇年五〇%削減と、このようなことが一番分かりやすいのではないかなというのが国際的なある意味での合意的、合意といいますか、コンセンサスに近いものがあるんだらうと思います。

また、加えまして、その基準年をどこに置くかと、このような話でありますけれども、これも我々今考えているのは、二〇五〇年までに半減をさせるというようなことは吸収量に見合うだけの排出量にすると、このようなことがそもそもの原点でありますので、あえて例えば何年から半減するとかと、このようなことではないということを申し添えさせていただきます。

○轟木利治君 基準年のところはよくちょっと余り理解できないですが、今、取りあえず京都議定書は一九九〇年と言われておりますので、それを变えるのか変えないのか、また今後の議論にもあるかとは思いますが、また今後いろいろ議論さしていただきたいと思っております。

それから、当然この排出問題について、日本の役割といいますか、このことは大変大きく感じます。私は、日本の役割というのは、日本国内の削減というのはもとより、やはり国際的にどう日本が協力し合いました支援をできるかということが、この大きな二つが柱であらうと思っておりますけれども、環境大臣の御所見をお聞きしたいと思っております。

○国務大臣（鴨下一郎君） おっしゃるように、世界レベルで排出削減していくという意味において、日本の担う役割、非常に重要だというふうに思っております。

一つは、優れた環境技術を持っていると、このようなことで、これは世界の主要先進国の中でも対GDP当たりの二酸化炭素排出量が最も少ない、このようなことで、

我が国は、自らの排出削減はもとより、世界全体での削減にも積極的に貢献できると、このような立場であります。

それからもう一つは、まずはこれ、具体的に先ほど先生もおっしゃいましたけれども、六%削減をきちんとすると、こういうようなことが日本にとって重要なことでもありますけれども、これは国際約束ですから、この国際約束を果たすというようなことで、京都議定書についてはいろいろとおっしゃる方もおいでですけれども、この国際約束を日本がしっかりと守ったということが、これは世界に対しての言わば発信力といえますか、非常に大きなものがあると、こういうふうに考えています。

また、加えまして、世界全体で今後十年から二十年でピークアウトをして、先ほど申し上げました二〇五〇年には少なくとも半減をさせると、こういうような中長期的な大幅削減のために、今、日本は、今回のG8の環境大臣会合でも申し上げたんですけれども、低炭素社会、こういうようなものをつくっていくために様々な取組、特に生産の取組、それから都市や交通、このインフラの在り方、それから先ほどからお話し合っているようなライフスタイル、こういうようなことを含めて、具体的な低炭素社会というのはどういうものなのかと、こういうようなことを日本が具体的なイメージをつくって世界に発信していく、こういうようなことが重要だろうというふうに思っています。

もう一つ、最後に、これ途上国の支援含めまして、新たな枠組み作り、こういうようなことにおいては、今回、環境大臣会合にもアウトリーチ国で例えば中国だとかインド、そういう新興工業国もおいででありましたし、それから、G77の議長国であるアンティグア・バーブーダという島国、カリブ海の島国であります。そういうところの代表もおいででありました。そういう中で、先進国たる日本がそういう国の言わば削減努力あるいは適応、技術、こういうようなものにいかに貢献できるかと、こういうようなことによって、そういう途上国の皆さんにとってもこのポスト京都の新たな枠組みを作るときに参画した方が自分にとってもメリットがあると、こういうような構造を作っていくというのが日本の大変重要な役割だと、こういうふうに考えております。

○轟木利治君 ありがとうございます。

当然世界全体で取り組むというのがもう大前提だろうとは思ってございます。そういった意味で、特に、日本の技術支援を含めて、このことが本来もっと積極的にいろんな形で議論をされ、そして今、日本がエネルギーの省エネ技術の世界一だと思います。しかし、世界に提供するということは、その技術がもう皆さん利用していくわけですから、日本の宿命としてはそれよりもう一步先に常に技術を追いかけていかないと、日本はこれはもう公害から始まってオイルショック、こういった長い年数を掛けてここまでの技術をつくり上げてきたわけですから、そういった意味で考えますと、政府の方でも、クールアース構想で国際協力としては百億ドル、五年間とか、それから革新的な技術に対しては今後五年間で三百億ドル投資していくんだということでございます。そのことに対しては大変評価したいと思うんですが、ちょっと個別に聞いていきますと、この百億ドルでどれぐらいの

削減ができると想定されているのか。また、国内の革新技術で三百億ドルを投資するということになっておりますけれども、この国内の三百億ドルでどれくらいになるのかをお聞きしたいと思うんですけれども、国内の技術においては、やるべきことはもう見えていると思います。電力にしてみれば化石燃料を使わない、自動車もそうですし、鉄鋼にしても水素を使っていくということ、それを実際にラインに乗せるまでは大変な人、物、金が必要だと思うんですが、そこ辺りも含めて少し御見解をお願いしたいと思います。

○[政府参考人（渡邊正人君）](#) クールアース推進構想の現状につきまして御説明申し上げます。

先週開催されました第四回アフリカ開発会議の機会に、アフリカ諸国からは、クールアース推進構想への評価とともに、日・アフリカ・クールアース・パートナーシップの立ち上げにつきまして歓迎の声が寄せられました。同じく、五月、気候変動にかかわります中米・カリブ首脳会合では、我が国のクールアース 50 提案及びクールアース推進構想に賛意をもって受け入れる旨の共同宣言が採択されました。これらのほかにも、本年三月、セネガル、マダガスカル、ガイアナとの間でクールアース・パートナーシップの一環といたしましてノンプロジェクト無償を供与いたしましたほか、現在、インドネシアとの間で気候変動対策円借款の供与に向けまして協議を進めておるところでございます。

我が国としては、引き続き排出削減と経済成長の両立を目指す途上国との間でパートナーシップを推進してまいります。

本件パートナーシップに基づきます支援が具体的にどの程度全世界的な温室効果ガスの削減に寄与するかにつきましては、一概に申し上げることは困難でございますけれども、いずれにいたしましても、今後ともパートナーシップの推進を通じまして、途上国の排出削減への取組に積極的に協力するとともに、気候変動の深刻な影響を受けます途上国に対しまして支援の手を差し伸べてまいりたいと思っております。

○[政府参考人（岩橋理彦君）](#) お答え申し上げます。

二点御質問をいただきました。

まず、今後五か年間で我が国の研究開発に三百億ドルを投入するという件でございます。

この件でございますが、本件は、福田総理が本年一月のダボス会議の特別講演におきまして、気候変動問題に対処する取組の一環としての環境エネルギー分野の研究開発を重視し、今後五年間で三百億ドル程度の資金を投入すると表明されたものでございます。ちなみに、平成二十年度の予算におけます地球温暖化対策に資する環境エネルギー分野の研究開発の投資の総額は、おおよそ六千百億円でございます。仮に一ドル百七円で換算いたしますと、五十七億ドルに相当しております。具体的な予算額については今後検討されるものでございますけれども、若干の増を見込むとすれば、五年間で三百ドル程度になるものと考えております。

また、総合科技会議におきましては、総理からの指示を受けて、地球温暖化対策問題の抜本的な解決に向けて環境エネルギー技術革新計画を策定し、五月十九日の総合科技会議

で決定し、関係大臣に意見具申申したところでございます。この計画を踏まえ、温室効果ガスの排出を飛躍的に削減するような革新的な技術開発の推進に取り組むとともに、必要な予算の確保に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

それから二点目でございますが、三百億ドルの投資でどの程度削減できるかというお尋ねでございます。

この三百億ドルは、今御説明申し上げましたように、今後五年間において我が国において地球温暖化対策に資する環境エネルギー分野での研究開発投資の総額として示されているものでございます。もとより、先生も御指摘のように、二〇五〇年に世界全体で温室効果ガス排出半減を目指していきますためには、我が国のみならず、全世界が研究開発に取り組み、また国際的な協力枠組みの下に削減を進める必要がございます。

先ほど御説明しました総合科技会議で策定しました環境エネルギー技術革新計画においては、地球温暖化対策に貢献する主要な技術について短中期的なものの中長期的なものに整理し、二〇三〇年ごろまでの短中期的には既存技術の改良、普及が重要であること、また二〇五〇年までの中長期的には革新的な技術開発が必要ということを示しているところでございます。

さらに、技術開発を進めるだけでは実際の削減につながりません。技術開発と普及策を車の両輪として進めることが重要でございます。技術開発と社会への普及策等の進展度合いによって温室効果ガス排出の削減量は異なってまいりますので、現時点で国内外の具体的な排出量、温暖化ガスの削減量を算定することは難しいものと考えているところでございます。

○轟木利治君 数字的には目標がはっきりしていないということですが、投資する以上は定量効果を含めて費用対効果が求められるわけですから、また国民に情報公開ということも含めてしっかりフォローしていただきたいと思います。

時間がなくなりましたので、排出量取引制度についてだけちょっとお聞きしたいと思います。

ちょっと二点まとめて御質問させていただきますが、排出量取引制度そのものを否定するわけではございませんけれども、これが排出のメインの手法とは私は考えておりません。インセンティブを与えるための補完的な制度だろうと思ってございます。そして、最も私は、排出権取引制度で炭素に単価が、価格が付くわけでございますけれども、これが市場において要はマネーゲーム化になっては困るということでございます。当然、何かを生み出してつくり上げていくんじゃなくて絞り出して出してくるという形でございますので、そういったところを考えますと、機関投資家等に対する配慮等も必要だろうと思えますし、価格のコントロールなんかもある程度必要ではないかと思っておりますが、この点について、今現状のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 御指摘のとおり、排出量取引につきましては、それが非常に重要な一つのスキームだと思っておりますけれども、そのみで何かすべてが解決すると

いうことでもないと思います。やはり、幾つか温暖化対策のポリシーミックスの一つとして、ある大手の排出部門の抑制に有用なものというふうにとらえております。したがって、あくまで補完的な、補完と言っていいか分かりませんが、施策の一つであるというふうにとらえております。

それから、当然ながら、私ども、これを検討するときにマネーゲームにすることを期待しているわけでは全くございませんで、むしろいかに実質的、経済的に全体の排出量を減らすかということから制度は仕組まなければならないということは当然でございます。

したがって、午前中の参考人質疑にもございましたけれども、いかに乱高下を避けるかとか、あるいは専門的技術のボローイングとかバンキングとかいうことでの柔軟措置を入れまして、一時的な需給の逼迫に振り回されない、そういった仕組みをつくるのが当然ながら必要だろうというふう考えております。

○[轟木利治君](#) 終わります。